

令和7年度盛岡さくらまつり企画運営業務委託仕様書

1 業務名

令和7年度盛岡さくらまつり企画運営業務

2 事業目的

盛岡市内の桜の名所を活用した盛岡さくらまつりの企画提案、運営及びまつり会場の設営を行い、誘客促進を図るもの。

3 業務委託期間

契約締結日から令和7年7月31日（木）まで

4 履行場所

盛岡市内

5 委託業務内容

(1) 共通事項

ア 業務の企画及び実施に当たり、道路使用許可申請をはじめとする各種申請が必要な場合があるので、原則として受注者の責任において確認の上、手続きを行うこと。特に、会場には文化財等が含まれるため、施設管理者、公園管理者及び文化財保護に関する関係者等への事前確認を十分に行った上で実施すること。

なお、物品の手配については、この仕様書に特別の定めがある場合を除き、受注者が行うこと。

また、各種申請費用、物品の用意に係る費用、物品等の設置及び撤去に関する費用及び事業の実施において必要となる電気料金等を含む全ての費用は、受注者が負担するものとする。

イ 各種設置物等の設置及び撤去に当たっては、必要に応じて警備員を配置するなど、歩行者等の安全確保に努めること。また、工事で生じるごみなどは回収を徹底し、会場の美化に努めること。

ウ 各種設置物等については、定期的に点検を行い、必要に応じて設置物等の修理又は取り替え等の対応を行い、未然の事故防止及び維持管理に努めること。

エ 業務全般の履行に当たっては、発注者の指示により誠実に履行するものとする。

なお、不測の事態又は事故等が発生したときは、速やかに発注者へ報告し、発注者の指示により必要な処置を行うこと。ただし、緊急を要する場合には、発注者への報告を事後とし、警察または消防等に通報し、適切な処置を行うこと。

オ 各種設置物等について、盛岡さくらまつり期間終了後、速やかに撤去し、会場の原状回復を行うこと。

なお、桜の開花状況や周辺道路の状況等により、設置した設置物等を盛岡さくらまつり期間終了前に撤去または設置場所の変更をしなければならない場合には、発注者との協議により撤去又は変更ができるものとする。

カ 「盛岡さくらまつり」の企画運営においては、下表に記載の機器類を発注者から貸し出せるこ

ととする。

【発注者が貸し出せる機器類】

機器類名称	数量	機器類名称	数量
電灯分電盤	18	ポール	13
IV電線	4600	Fケーブル	30
DV電線	65	持カップ	160
DV用碍子	120	漏電ブレーカー	18
キャッチホルダー	7	タイマー	18
電磁開閉器	11	ポール	13
ぼんぼり	160		

キ 業務に必要な物品のうち、発注者から貸し出せる機器類に劣化、破損などが生じている場合には、受注者の負担により修繕の上、使用することができるものとする。

ク 業務の実施においては、広告協賛や出店協賛等が見込まれるため、受注者による協賛金の募集をすることができることとし、集めた協賛金を本業務に充てることが出来るものとする。

(2) 盛岡さくらまつりの企画、会場の設営及び運営

盛岡市内の桜の名所である「盛岡城跡公園」、「高松公園」、「盛岡地方裁判所（石割桜）」において、夜桜や花見等を楽しめる会場を提供し、市内外からの誘客促進を図る「盛岡さくらまつり」の内容、開催期間及び花見を手軽に体験できるコンテンツについて、企画提案を行うこと。また、企画に基づいた会場の設営及びイベントの運営を行うこと。

なお、開催期間については、さくらの開花予想日から概ね2週間程度を想定し、夜桜の演出については盛岡城跡公園及び石割桜は18時から21時30分まで、高松公園については18時から21時までの時間でライトアップ等を行い、夜桜の観桜が出来るようにすること。

また、「盛岡地方裁判所（石割桜）」については、別添「裁判所前照明器具設置図」を参照とし、岩手県庁敷地内の照明器具へ仮設照明機器を設置し、石割桜を照明するものとする。

ただし、最終的な期間や企画内容については、発注者と受注者が協議の上で決定するものとし、決定した企画は受注者が実施し、運営全般に関する業務を行うこと。

(3) 広報・宣伝及び交通誘導等の周知に関すること

誘客促進を図るための周知方法について、企画提案し、実施すること。

なお、まつり会場周辺においては、別紙「交通誘導看板設置図」を参考として、交通誘導看板等を設置し、事前の会場の周知や会場周辺の交通渋滞の注意喚起に努めること。

また、別紙「交通誘導看板設置図」に掲げる看板等については、発注者から貸し出せることとする。

(4) 会場周辺の交通誘導及び警備に関すること

ア 高松公園周辺交通誘導業務

高松公園とその周辺において、高松の池周回道路及び公園周辺道路の円滑な交通の確保及び駐車場等での混雑緩和を図るため、「高松の池周辺交通誘導及び駐車場整理計画図」を参考として警備員等を配置し、車両及び歩行者等の交通誘導等の業務を行うこと。なお、最終的な配置人数については、受注者と発注者の協議の上で決定する。

イ 石割桜周辺警備業務

(ア) 盛岡地方裁判所前の国道で石割桜観桜客による路上駐車が発生を抑制し、交通渋滞を発生さ

せないよう交通誘導警備業務を行うこと。

なお、交通誘導警備業務の履行に当たっては、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）に規定する交通誘導警備業務に係る二級検定以上の合格者（有資格者）を1名以上配置し、安全かつ円滑に車両の誘導を行うこと。

また、誘導に係る看板を設置することとし、看板の設置位置及び警備員の配置個所は概ね別紙「石割桜周辺看板設置及び警備員配置図」のとおりとする。

- (イ) 石割桜観桜客が乗車する観光バスは、岩手県庁敷地内の臨時駐車場（以下「県庁臨時駐車場」という。）に誘導すること。また、観光バス乗客の乗降は駐車場で行うことを運転者または同乗のガイドへ周知し、周辺道路及び駐車場以外の県庁敷地内での乗降をさせないよう誘導すること。
- (ウ) 石割桜観桜客が乗車する観光バス以外の一般車両は、県庁臨時駐車場は使用できないため、一般車両からの問い合わせに対しては、近隣の民間有料駐車場を案内すること。
- (エ) 石割桜周辺警備に要する機器類のうち、次に掲げる資機材等については発注者から貸し出せることとする。

【発注者が貸し出せる機器類】

機器類名称	数量	機器類名称	数量
案内看板（観光バス臨時駐車場）	1	表示看板（臨時駐車場）	1

(5) 事業の効果測定

盛岡さくらまつり会場の一つである「盛岡城跡公園」において、来場者数の調査を行い、本事業完了時に、事業実施内容及びその調査結果について、発注者へ報告すること。

なお、アンケートの内容については、発注者と受注者が協議の上で決定するものとする。

6 事業の報告

受注者は、事業の進捗等に関して、次の報告及び検査協力をする事。

(1) 随時報告

本業務委託に関連し、市が調査又は報告を求めた場合においては、受注者は速やかにこれに応じ、必要な報告書等を提出するものとする。

(2) 立会検査

本業務の適正な履行のために発注者が必要と認めるときは、受注者の本業務の実施状況等を確認するため、現場に立ち会い、受注者等に対する聞き取りや関係書類の確認等を行い、是正指導等の措置を講ずることができるものとする。

(3) 業務完了届

受注者は、業務が完了したときは、速やかに発注者に対して業務完了届を提出し、検査等を受けること。

7 再委託等の制限

(1) 業務受注者は、本業務の全部又は本業務の統括業務部分を一括して第三者に委託してはならない。

(2) 業務受注者は、本業務の一部を第三者に委託することはできるが、その際は事前に、再委託の内

容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を発注者に対して文書で報告し、承認を得なければならない。

(3) 再委託先の選定、管理等に当たっては、法令順守を徹底すること。

8 その他

(1) 委託業務の実施に当たっては、発注者と事前に打合せを行い、双方理解の上で実施すること。また、契約時に定める現場責任者が、責任を持って指示及び管理・運営を行うものとする。

(2) 受注者は、労働基準法、労働契約法、その他関係法令を遵守すること。

(3) 受注者は、自然災害、人為災害、事故等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態には、遅滞なく適切な措置を講じること。

(4) 受注者は、受注者が本業務において引渡した成果物である著作物（マニュアル等の資料及び写真データを含む。）の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）について、発注者に無償で譲渡するものとする。

(5) 受注者は、発注者及び新規著作物と受注者が従来より有している著作物（以下「既存著作物」という。）を利用する第三者（以下「利用者」という。）に対し、一切の著作者人格権を行使しないものとする。

(6) 新規著作物の中に既存著作物が含まれている場合、その著作権は受注者に留保されるが、可能な限り、発注者が利用者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。また、第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、受注者は可能な限り、発注者が利用者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得すること。なお、成果物納品の際には、利用者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意し、利用者が二次利用できない箇所については、その理由について付すること。

(7) 受注者は、新規著作物及び既存著作物が第三者の知的財産権及びその他の権利を侵害しないことを保証すること。

(8) 本仕様書に明記されていない事項については、発注者の指示に従うものとする。

(9) 本業務の履行において生じた疑義についての取扱いは、その都度発注者と受注者で協議の上決定する。